

南砺市情報公開制度の実施状況（公表）

令和5年5月25日

南砺市長 田中 幹夫

南砺市情報公開条例（平成16年南砺市条例第9号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、令和4年度における公文書の開示等に関する実施状況を下記のとおり公表する。

記

（単位：件）

実施機関	区分	開示 請求	決定等内訳				審査 請求	開示 申出
			開示	部分 開示	非開示	その他		
市長	総合政策部	0	0	0	0	0	0	0
	総務部	2	0	2	0	0	0	0
	市民協働部	0	0	0	0	0	0	0
	ブランド戦略部	2	0	1	1	0	0	0
	ふるさと整備部	0	0	0	0	0	0	0
	地域包括医療ケア部	3	0	0	3	0	0	0
	会計課	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	
議会	0	0	0	0	0	0	0	
合計	7	0	3	4	0	0	0	

<用語の説明>

- ① 「開示請求」とは、開示を求められた公文書の作成又は取得が、合併前町村において定めた情報公開条例の施行日（福野：平成11年4月1日、城端・利賀・福光：平成12年4月1日、平・上平・井波・井口：平成13年4月1日）以降のものをいう。

- ② 開示請求に対する決定等内訳については、それぞれ次のとおり
- ・ 「開示」とは、請求者等の求める公文書を全て開示する場合をいう。
 - ・ 「部分開示」とは、開示することが不適当なものとして条例で定める非開示情報が請求者等の求める公文書の中に記載されているときに、非開示情報を除いて開示する場合をいう。
 - ・ 「非開示」とは、請求者等の求める公文書に記載されている全ての情報が、開示することが不適当なものとして条例で定める非開示情報に該当するときに、開示しない場合をいう。
また、「不存在」及び「存否応答拒否」も含む。
 - ・ 「その他」とは、開示請求等の後に請求者等から請求を取り下げる場合等をいう。
- ② 「審査請求」とは、開示請求に対して実施機関が行った一部開示決定、非開示決定について請求者等に不服があるときの請求をいう。
- ③ 「開示申出」とは、開示を求められた公文書の作成又は取得が、合併前町村において定めた情報公開条例の施行日前のものをいう。

担当：総務部 総務課 総務係
電話：23-2003